

# ひとり親家庭への支援

さまざまな理由によりひとり親家庭となった方のための制度・手当などをご紹介します。

## ■ 児童扶養手当

### 《児童扶養手当とは》

ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です。

### ◇ 支給額

手 当	区分	令和 7 年 3 月分まで	令和 7 年 4 月分から
児童扶養手当 児童 1 人の場合	全部支給	45,500 円	46,690 円
	一部支給	45,490 円～ 10,740 円	46,680 円～ 11,010 円
児童 2 人目以降の 加算額（1 人につき）	全部支給	10,750 円	11,030 円
	一部支給	10,740 円～ 5,380 円	11,020 円～ 5,520 円

※手当額は、前年（1月～9月に申請する場合は前々年）の所得額によって決まります。請求者や同居の扶養義務者の所得が政令で定める額以上であるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

### ◇ 支給要件

次のいずれかの要件に該当する児童で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
6. 父又は母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けている児童
7. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
8. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
9. 棄児などで母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

《お問い合わせ》 柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

## ■ 母子・父子家庭医療費の助成

母子、父子家庭の児童とその父母及び父母のいない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）の各種医療保険の対象となる医療費の自己負担額が医療機関ごとに1か月につき通院については1件1,000円、入院については1件2,000円を超えた額を助成します。所得制限あり。

《お問い合わせ》 柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定・扶養している児童の福祉増進を図るため、無利子又は低利で資金の貸付を行っています。貸付条件や金額は貸付目的によって異なりますので、まずはご相談ください。

《お問い合わせ》 仙南保健福祉事務所 母子・障害班 Tel 0224-53-3132

## ひとり親家庭の相談機関・施設

- ◎ひとり親家庭支援員……ひとり親家庭の方々が抱える様々な問題や、母子父子寡婦福祉資金の貸付などの相談に応じます。仙南保健福祉事務所（0224-53-3132）
- ◎電話相談……ひとり親家庭の方々が抱える悩みごとについて、電話で相談することができます。日曜日も相談できますので、平日に時間が取れない方もご利用いただけます。宮城県母子・父子福祉センター内（022-295-0013）9:00～17:00（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）
- ◎特別相談……毎月第3木曜日の10:00～12:00に、宮城県母子・父子福祉センターで、弁護士による無料の法律相談を実施しています。事前予約が必要となります。宮城県母子・父子福祉センター（022-295-0013）
- ◎女性相談センター……夫婦間の問題、家庭や職場の人間関係など女性の抱えている悩みの相談に応じています。宮城県女性相談センター（022-256-0965）8:30～17:00（土、日、祝日を除く）
- ◎母子・父子福祉センター……ひとり親家庭や寡婦の生活全般の各種相談に応じ、自立促進のための生活指導及び就業支援など、ひとり親家庭などの福祉増進のための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。宮城県母子・父子福祉センター（公益財団法人宮城県母子福祉連合会）仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3（022-295-0013）